

栗東市立学童保育所の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正案																																										
栗東市立学童保育所の設置及び管理に関する条例 平成 1 6 年 3 月 2 4 日 条例第 1 2 号 （設置） 第 1 条 （略） （名称及び位置） 第 2 条 学童保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>栗東市立金勝学童保育所</td><td>栗東市御園 9 8 3 番地</td></tr> <tr> <td>栗東市立葉山学童保育所</td><td>栗東市高野 5 6 8 番地 4</td></tr> <tr> <td>栗東市立葉山東学童保育所</td><td>栗東市小野 4 8 0 番地 1</td></tr> <tr> <td>栗東市立治田学童保育所</td><td>栗東市坊袋 7 7 番地</td></tr> <tr> <td>栗東市立治田東学童保育所</td><td>栗東市安養寺 2 0 3 番地 1</td></tr> <tr> <td>栗東市立治田西学童保育所</td><td>栗東市中沢一丁目 5 番 1 号</td></tr> <tr> <td>栗東市立大宝学童保育所</td><td>栗東市糺七丁目 8 番 3 号</td></tr> <tr> <td>栗東市立大宝東学童保育所</td><td>栗東市野尻 5 0 2 番地 1</td></tr> <tr> <td>栗東市立大宝西学童保育所</td><td>栗東市霊仙寺四丁目 2 番 3 号</td></tr> </table> 第 3 条－第 1 5 条 （略） （開所時間） 第 1 6 条 学童保育所の開所時間は、<u>次の各号に掲げる区分により当該各号に定めるところによる</u>。ただし、指定管理者が特に必要があると認める場合は、	名称	位置	栗東市立金勝学童保育所	栗東市御園 9 8 3 番地	栗東市立葉山学童保育所	栗東市高野 5 6 8 番地 4	栗東市立葉山東学童保育所	栗東市小野 4 8 0 番地 1	栗東市立治田学童保育所	栗東市坊袋 7 7 番地	栗東市立治田東学童保育所	栗東市安養寺 2 0 3 番地 1	栗東市立治田西学童保育所	栗東市中沢一丁目 5 番 1 号	栗東市立大宝学童保育所	栗東市糺七丁目 8 番 3 号	栗東市立大宝東学童保育所	栗東市野尻 5 0 2 番地 1	栗東市立大宝西学童保育所	栗東市霊仙寺四丁目 2 番 3 号	栗東市立学童保育所の設置及び管理に関する条例 平成 1 6 年 3 月 2 4 日 条例第 1 2 号 （設置） 第 1 条 （略） （名称及び位置） 第 2 条 学童保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>栗東市立金勝学童保育所</td><td>栗東市御園 9 8 3 番地</td></tr> <tr> <td>栗東市立葉山学童保育所</td><td>栗東市高野 5 6 8 番地 4</td></tr> <tr> <td>栗東市立葉山東学童保育所</td><td>栗東市小野 4 8 0 番地 1</td></tr> <tr> <td>栗東市立治田学童保育所</td><td>栗東市坊袋 7 7 番地</td></tr> <tr> <td><u>栗東市立治田第二学童保育所</u></td><td><u>栗東市目川 8 4 0 番地 1</u></td></tr> <tr> <td>栗東市立治田東学童保育所</td><td>栗東市安養寺 2 0 3 番地 1</td></tr> <tr> <td>栗東市立治田西学童保育所</td><td>栗東市中沢一丁目 5 番 1 号</td></tr> <tr> <td>栗東市立大宝学童保育所</td><td>栗東市糺七丁目 8 番 3 号</td></tr> <tr> <td>栗東市立大宝東学童保育所</td><td>栗東市野尻 5 0 2 番地 1</td></tr> <tr> <td>栗東市立大宝西学童保育所</td><td>栗東市霊仙寺四丁目 2 番 3 号</td></tr> </table> 第 3 条－第 1 5 条 （略） （開所時間） 第 1 6 条 学童保育所の開所時間は、<u>別表第 1 のとおりとする</u>。ただし、指定管理者が特に必要があると認める場合は、	名称	位置	栗東市立金勝学童保育所	栗東市御園 9 8 3 番地	栗東市立葉山学童保育所	栗東市高野 5 6 8 番地 4	栗東市立葉山東学童保育所	栗東市小野 4 8 0 番地 1	栗東市立治田学童保育所	栗東市坊袋 7 7 番地	<u>栗東市立治田第二学童保育所</u>	<u>栗東市目川 8 4 0 番地 1</u>	栗東市立治田東学童保育所	栗東市安養寺 2 0 3 番地 1	栗東市立治田西学童保育所	栗東市中沢一丁目 5 番 1 号	栗東市立大宝学童保育所	栗東市糺七丁目 8 番 3 号	栗東市立大宝東学童保育所	栗東市野尻 5 0 2 番地 1	栗東市立大宝西学童保育所	栗東市霊仙寺四丁目 2 番 3 号
名称	位置																																										
栗東市立金勝学童保育所	栗東市御園 9 8 3 番地																																										
栗東市立葉山学童保育所	栗東市高野 5 6 8 番地 4																																										
栗東市立葉山東学童保育所	栗東市小野 4 8 0 番地 1																																										
栗東市立治田学童保育所	栗東市坊袋 7 7 番地																																										
栗東市立治田東学童保育所	栗東市安養寺 2 0 3 番地 1																																										
栗東市立治田西学童保育所	栗東市中沢一丁目 5 番 1 号																																										
栗東市立大宝学童保育所	栗東市糺七丁目 8 番 3 号																																										
栗東市立大宝東学童保育所	栗東市野尻 5 0 2 番地 1																																										
栗東市立大宝西学童保育所	栗東市霊仙寺四丁目 2 番 3 号																																										
名称	位置																																										
栗東市立金勝学童保育所	栗東市御園 9 8 3 番地																																										
栗東市立葉山学童保育所	栗東市高野 5 6 8 番地 4																																										
栗東市立葉山東学童保育所	栗東市小野 4 8 0 番地 1																																										
栗東市立治田学童保育所	栗東市坊袋 7 7 番地																																										
<u>栗東市立治田第二学童保育所</u>	<u>栗東市目川 8 4 0 番地 1</u>																																										
栗東市立治田東学童保育所	栗東市安養寺 2 0 3 番地 1																																										
栗東市立治田西学童保育所	栗東市中沢一丁目 5 番 1 号																																										
栗東市立大宝学童保育所	栗東市糺七丁目 8 番 3 号																																										
栗東市立大宝東学童保育所	栗東市野尻 5 0 2 番地 1																																										
栗東市立大宝西学童保育所	栗東市霊仙寺四丁目 2 番 3 号																																										

市長の承認を得て、これを変更することができる。

(1) 小学校の授業日 午後1時から午後6時

(2) 小学校の休業日 午前9時から午後6時

(対象児童)

第17条 (略)

(入所の承認)

第18条 (略)

(利用料金__)

第19条 前条の規定により入所の承認を得た者（以下「利用者」という。）
は、指定管理者に学童保育所の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）
_____を支払わなければならない。

2 利用料金の額は、入所児童1人当たり月額1万3,000円以内で、
あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

3 利用料金_____は、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、
指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の徴収等)

第20条 (略)

(利用料金の減免)

第21条 指定管理者は、被災その他のやむを得ない事情が生じたと認める場
合は、利用者の申請に基づき、市長の承認を得て、利用料金
_____を減免することができる。

市長の承認を得て、これを変更することができる。

(1) _____

(2) _____

(対象児童)

第17条 (略)

(入所の承認)

第18条 (略)

(利用料金等)

第19条 前条の規定により入所の承認を得た者（以下「利用者」という。）
は、指定管理者に学童保育所の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）
及びおやつ・活動・教材費に係る実費（以下「実費」という。）を支払わな
なければならない。

2 利用料金の額は、入所児童1人当たり別表第2に定める額を上限として、
あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

3 実費の額は、入所児童一人当たり、月額2,000円以内で、あらかじめ
市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

4 利用料金及び実費は、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、
指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の徴収等)

第20条 (略)

(利用料金の減免)

第21条 指定管理者は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、
当該各号に定める基本利用料金、土曜日利用加算（事前登録がある場合）、
長期休暇利用加算を減免することができる。

第22条－第24条（略）

附 則

1・2（略）

- (1) 保護者は生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯であるとき 利用料金の全額
- (2) 保護者及び同一住所居住者すべてが市民税・県民税非課税であるとき 利用料金の1/2
- (3) 児童がひとり親家庭等（母子家庭、父子家庭その他これらの準ずるもの）であるとき 利用料金の1/2
- (4) 保護者又は児童が障害者手帳の交付を受けているものであるとき 利用料金の1/2
- (5) 保護者が市民税・県民税均等割りのみの課税かつ、同一住所に居住するものすべてが市民税・県民税非課税世帯であるとき 利用料金の1/4
- (6) 同一保護者が監護する児童が同時に二人以上学童保育所に通所しているとき 基本利用料金について、児童一人あたり月額2,000円を減額
- (7) 被災その他のやむを得ない事情が生じたと認める場合であって、市長の承認を得たとき

第22条－第24条（略）

附 則

1・2（略）

別表第1（第16条関係）

<u>区分</u>		<u>開所時間</u>
<u>月曜から金曜まで（小学校授業日）</u>		午後1時から午後6時
<u>土曜日</u>		午前8時から午後6時
<u>長期休暇</u>		午前8時から午後6時
<u>振替休日</u>		午前8時から午後6時
<u>延長</u>	<u>月曜から金曜まで</u>	午後6時から午後7時

	(小学校授業日)	
	土曜日	午前7時30分から午前8時、午後6時から午後7時
	長期休暇	午前7時30分から午前8時、午後6時から午後7時
	振替休日	午前7時30分から午前8時、午後6時から午後7時

備考

1 長期休暇とは、栗東市立学校の管理運営に関する規則（平成13年1月17日教委規則第7号）第8条第1項第4号から第7号に規定する学校休業日のことをいう。

2 振替休日とは、栗東市立学校の管理運営に関する規則（平成13年1月17日教委規則第7号）第8条第2項で承認された、授業日と休業日を振り替えた日のことをいう。

別表第2（第19条関係）

<u>区分</u>		<u>金額</u>
基本利用料金（月曜から金曜までの小学校授業日）		月額10,000円
土曜日利用加算	事前登録があるもの	月額1,000円
	事前登録がないもの	日額300円
延長利用加算	事前登録があるもの	30分あたり月額1,500円
	事前登録がないもの	30分あたり200円

	<u>の</u>	
	<u>長期休暇利用加算（8月のみ）</u>	<u>月額5,000円</u>
	<u>備考</u>	
	<u>1 土曜日の利用者は基本利用料金に土曜日利用加算をし、延長保育利用者は基本利用料金に延長利用加算をし、夏季休暇利用者は基本利用料金に長期休暇利用加算するものとする。</u>	